

JIS制定等の業務フロー変更説明会

JIS原案作成公募制度について



標準チーム
安藤 栄倫

1 公募制度の概要

民間団体の自主的なJIS原案作成を支援し、共同作成するための制度

- 規格を一意に作成するためのJIS Z 8301に基づき、JIS原案の調整機能を発揮します。
 - 例
 - 規定内容と参考情報との切り分け
 - 国際規格との整合性(IDT・MOD)への対応方法
 - 第三者として素読みをすることでの不明点の洗い出し
- 財政的支援が必要である理由が明確である場合には、原案作成委員会運営費の一部を支援します。
- テンプレートによる電子データを完結させます。
- 煩雑な電子申請の手続をJSAが受けもちます。
- 標準化に関する研修、テンプレート研修を実施します(有料)。

2 公募制度を活用する規格の対象

- 工業標準化法第2条に合致するもの
- JIS制定又は改正原案
追補、TS・TRは対象外

【参考】

公募による支援数（契約原案数）

- | | | |
|----------|------|-------|
| • 平成27年度 | 333件 | 147団体 |
| • 平成28年度 | 336件 | 149団体 |

3 応募期限と原案作成期間

平成30年度分より内示通知を1か月早めることで、原案作成委員会開始までの準備期間を設けます。

スケジュールは、以下のとおりです。

① 区分A						
H29. 11月末	H29. 12月中旬	~ H30. 1月	H30. 2月末	H30. 3月	~ H31. 3月	~ H31. 2月末
応募締切	ヒアリング		内示通知	契約期間		成果物納品

※パブコメはH30.11月前後実施
(契約開始から約8か月を目途)

3 応募期限と原案作成期間

応募締切は年度内に3回ありますが、
 緊急を要する場合はご相談ください。

② 区分B				
H30. 3月末	H30. 4月中旬～5月	H30. 6月末	H30. 7月 ~ H31. 7月	H31. ～ 6月末
応募締切	ヒアリング	内示通知	契約期間	成果物納品

※パブコメはH31.3月前後実施

③ 区分C				
H30. 7月末	H30. 8月中旬～9月	H30. 10月末	H30. 11月 ~ H31. 11月	H31. ～ 10月末
応募締切	ヒアリング	内示通知	契約期間	成果物納品

※パブコメはH31.7月前後実施

4 原案作成の計画立案における注意

次の観点などからJISの制定・改正の必要性を確認する。

- 1) 現状の技術的水準、ユーザニーズなどから早急に改正が必要なもの
- 2) 対応する国際規格が改訂され、該当JISとの技術的差異、国内実態などを検討し、改正が必要なもの
- 3) 国際規格を基礎としてJISを制定しようとする際は、国内の実情・国際商取引においてJISが必要不可欠なもの
- 4) 該当JISの中で、引用しているJIS又は関連JISが改正又は廃止され、改正が必要なもの

なお、5年見直しによる改正事由がある場合には、工業標準化法に基づき計画する。

5 公募制度における原案作成団体の役割

- 1) 原案作成委員会の適切な運営
 - 2) JIS原案の技術的内容の審議
 - 3) 原案作成委員会審議期間中の様式調整対応
 - 4) CSBによるパブコメ（JSA実施）に関する対応
 - 5) 解説の作成
 - 6) JIS原案及びJIS解説のテンプレートによる作成
- <成果物納品後の対応>
- 7) WTO/意見受付公告による意見への回答案の作成
 - 8) 技術専門委員会審議の場合はJISCでの説明(従来どおり)
 - 9) JISCによる指摘事項への対処

6 応募書類

JSAホームページから、以下の応募書類をダウンロードし、必要事項をご記入の上、公募担当までご郵送ください。

併せて、[各応募書類の電子データをsd@jsa.or.jp](mailto:sd@jsa.or.jp)へご提出ください（CD-Rでも可）

1. JIS原案作成公募制度応募用紙 1部
2. JIS原案作成概要調査書 1部
3. JIS原案作成委員会開催日程及び構成員 名簿 1部
変更点→原案作成スケジュール表に様式調整時期の記載
4. JIS原案作成委員会運営費見積書 1部

7 概要調査書の様式変更点等 <区分29Cより>

これまでの概要調査書の様式が変更されましたので、下記についてご注意ください。

<変更点>

- ・ 2. 第4項目：応募する原案の検討状況
記載項目となりました。記載漏れに注意。
- ・ 6. の2項目目：工業標準原案の制定・改正が輸入に悪影響を及ぼさない理由（選択肢）
「 産品に直接影響しない規格である(用語、符号、通則規格)」
→「 基本規格又は用語規格であり、産品に直接影響しない
(方法規格及び製品規格は本項に該当しない)」
- ・ 7. 適合性評価制度との関係
→JISマーク表示制度との関係

8 契約内容の変更について<区分29B~> 予定

1. 第2条（共同作成事業内容及び役割）

必要な場合パブコメを実施→CSBとしてのパブコメに対応

2. 第9条（CSBとしてのパブリックコメントの実施）

詳細な記述なし→具体的に記述

- ・原案作成期間中に30日
- ・請求があった場合JIS原案の閲覧に対応
- ・異議申し立て対応。

3. 第17条（原案の中間提出）

JSAが要請し、指定した期日までに提出する。

→第1項 予め甲乙協議による期日までに提出する。

第2項 JSAによる確認事項に対し、原案作成委員会で協議し原案を完成する。

9 成果物について

「JIS原案の内容等に関するチェックシート」は不要となりました。

1. JIS原案及び解説 各2部
2. JIS原案審議経過報告書（制定・改正）2部
[※委員会開催状況(日時、出席人数、氏名、所属、種別)必須]
3. 審議経過報告書 2部（廃止の場合別途必要）
4. 著作権の扱いに関する確認書 1部（捺印必須）
5. 原案作成委員に関する個人情報の保護について（報告）1部
6. JIS解説における作成委員に関する個人情報の保護について（報告）1部
7. （ある場合）特許権等の扱いに係る声明書 1部（捺印必須）
8. 上記1.~7.の電子データ（CD-ROM等）
9. JIS原案作成委員会運営費請求書 1部（捺印必須）

お問合せ先

ご静聴、ありがとうございました。

JIS公募制度に関するお問合せ、応募書類・成果物などの提出先は、下記へ。

一般財団法人日本規格協会

規格開発ユニット規格管理グループ 標準チーム

〒108-0073 東京都港区三田3-13-12 三田MTビル

TEL : 03-4231-8530 FAX : 03-4231-8662

E-mail: sd@jsa.or.jp